

社会福祉法人八王子市社会福祉協議会
東京八王子中央ライオンズクラブ
視聴覚障害者・アイバンク福祉基金助成金交付要領

(令和2年8月12日 制定)

(目的)

第1条 この要領は社会福祉法人八王子市社会福祉協議会社会福祉団体等助成金交付要綱に基づき実施される、東京八王子中央ライオンズクラブ視聴覚障害者・アイバンク福祉基金助成金に関し、必要な事項を定めることで、適正な事業遂行を行うことを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 八王子市内の視覚、聴覚障害者福祉を振興、発展するための事業であって、事業の実施が必要と認められ、継続性が期待できる事業であること。

(助成対象にならない事業)

第3条 前条の規定にかかわらず次の事業は、助成対象事業としない。

- (1) 国又は地方公共団体の補助制度が設けられている事業。
- (2) 同様の助成を他から受けている、あるいは受ける予定がある事業
- (3) 営利を目的とする事業
- (4) 調査研究が主である事業
- (5) 自ら主催実施しない事業

(助成対象費用)

第4条 助成対象費用は、物品（備品を含む。）の購入費および事業経費とする。ただし、購入に係る税金・保険料等の諸経費は除くものとする。

(助成対象金額の限度)

第5条 助成の総額は、20万円を限度とする。

(助成対象事業の選定方法)

第6条 助成対象事業の選定は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会の会長、副会長及び常務理事による選定委員会において決定する。助成事業として決定した場合は、各団体に通知し所定の手続きにより助成金を交付する。

(助成対象事業の応募方法)

第7条 助成対象事業の応募等については次による。

- (1) 本会広報媒体で公募する。募集期間は、1箇月とし、この期間内に応募した事業を選定対象事業とする。
- (2) 応募は1団体1事業（1物品）とする。

(3) 応募方法に関しては社会福祉法人八王子市社会福祉協議会社会福祉団体等助成金交付要綱に基づく。

(4) 応募された団体については、選定委員会においてヒアリングをする場合がある。

(その他の条件)

第8条 助成を受けた助成対象物品(備品)には、「社会福祉法人八王子市社会福祉協議会東京八王子中央ライオンズクラブ視聴覚障害者・アイバンク福祉基金助成」と表示することとする。

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 助成金を目的外に使用したとき

(2) この基準に違反したとき

(3) 当初の事業予算計画に対して、助成金交付額の余剰が発生した場合

(委任)

第10条 その他協議が必要な事項が発生した際は、会長が決定する。

(施行期日)

この基準は、令和2年8月12日から施行する。